

鹿屋体育大学学生宿舍会会則

平成 3 年 5 月 1 日
入居者総会決定
最終改正 平成 25 年 6 月 25 日
会 則 第 2 号

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は鹿屋体育大学学生宿舍会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は学生宿舍規則第 28 条第 1 項の規定に基づき、学長の指導監督のもとに自律的な生活体験を通じて人間形成の発展を助長し、良好な勉学と生活環境をつくることを目的とする。

(構成)

第 3 条 本会の会員は、鹿屋体育大学学生宿舍入居者全員をもって構成する。

(委員)

第 4 条 本会の円滑な運営を図るため、次の委員を設ける。

- | | | | | |
|------------|----------|--------|----------|----------|
| (1) 会長 | (2) 副会長 | (3) 会計 | (4) 書記 | (5) 保安部長 |
| (6) 文化体育部長 | (7) 厚生部長 | (8) 棟長 | (9) フロア長 | |

(運営機関)

第 5 条 第 2 条の目的を達成するため、次の機関を置く。

- | | | | | |
|-----------|----------|---------|--------|-------------|
| (1) 入居者総会 | (2) 宿舍議会 | (3) 役員会 | (4) 部会 | (5) 選挙管理委員会 |
|-----------|----------|---------|--------|-------------|

第 2 章 入居者総会

(入居者総会)

第 6 条 入居者総会は、本会の最高決議機関とし、会長がこれを招集する。

(入居者定期総会)

第 7 条 定期総会は、年 1 回とし 6 月に開催するものとする。

(入居者臨時総会)

第 8 条 臨時総会は、次の場合に開催することができる。

- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| (1) 会員の 3 分の 1 以上の要求があったとき。 | (2) 役員会が必要と認めたとき。 |
|-----------------------------|-------------------|

(総会の招集)

第 9 条 総会の招集は、原則として 10 日前までに会長が日時、場所及び議題を掲示によって行わなければならない。

(総会の決議事項)

第 10 条 総会において決議を要する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会則の制定及び改廃
- (2) 予算・決算の承認
- (3) 前年度の活動報告及び当該年度の活動計画
- (4) その他承認事項及び宿舍会運営上の重要事項

(総会の定足数)

第 11 条 総会は会員の 3 分の 2 以上の出席（委任状を含む）がなければ、議事を開くことはできない。

2 総会の途中で定足数が不足した場合は、それ以降の議決は無効とする。

(決議)

第12条 総会の決議は出席者の過半数で決し、賛否同数のときは議長の決するところとする。

(議長の選出)

第13条 議長は、総会において会員のうちから会長がこれを指名する。

第3章 宿舎議会

(宿舎議会)

第14条 宿舎議会は棟長及びフロア長をもって構成し、次の各号に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 宿舎の運営に関する重要事項
- (2) 各フロアから出された事項
- (3) 予備費の支出に関する事項

(宿舎議会の招集)

第15条 宿舎議会は、原則として毎学期1回開催する。ただし、宿舎議会議長が必要と認めた場合、または会長の要請があった場合は臨時に開くものとする。

(議長の選出)

第16条 宿舎議会の議長は、議員の互選によるものとする。

- 2 議長は、会長を兼ねることはできない。

(議長の任期)

第17条 議長の任期は、1年とする。

(運営)

第18条 議案は、議会開催日の3日前までに議長宛に提出しなければならない。ただし、緊急議案については、この限りではない。

- 2 議長は、前項の議案を受理したときは、宿舎議会前に会長に通知しなければならない。

(宿舎議会の定足数)

第19条 宿舎議会は、議員の3分の2以上の出席(委任状を含む)がなければ、議事を開くことはできない。

(決議)

第20条 宿舎議会の決議は、出席者の過半数で決し、賛否同数の場合は議長の決するところによる。

(決議事項の公示)

第21条 議長は、決議事項について、宿舎議会終了後2日以内に入居者に公示しなければならない。

第4章 役員会

(構成)

第22条 役員会は、本会最高の執行機関であり、次の委員をもって構成する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 会計
- (4) 書記
- (5) 保安部長
- (6) 文化体育部長
- (7) 厚生部長

(役員会の招集)

第23条 役員会は、原則として毎月1回開くものとする。

- 2 会長は、次の場合臨時に役員会を招集することができる。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 役員が要求があったとき。

(役員会の定足数)

第24条 役員会は、役員定数の3分の2以上の出席がなれば議事を開くことはできない。

(役員活動)

第25条 役員は、鹿屋体育大学学生宿舍会の執行機関としての目的が十分果たせるよう次に掲げる役職に応じ活動しなければならない。

- (1) 会長 鹿屋体育大学学生宿舍会を代表し、会則の目的達成をはかる。
役員代表として宿舍議会に出席し、質疑事項に対し応答する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故があるときは、その任務を代行する。
- (3) 会計 予算及び決算に関すること並びに出納経理に関することを管理する。
- (4) 書記 役員会の庶務を処理するとともに総会等の記録を作成し、保管する。
- (5) 各部長 部会を代表し、各部の運営にあたる。

(役員選出方法)

第26条 会長は、入居者の選挙によって行う。

- 2 副会長は、会長が指名する。
- 3 会計・書記及び各部長については、立候補者を募り、会長がその中から指名する。

(任期)

第27条 役員任期は1年とする。ただし、任期満了後であっても後任者が就任するまでは、その任務にとどまるものとする。

第5章 部会

(部会)

第28条 役員会に次の各号に掲げる部会を置く。

- (1) 保安部会
- (2) 文化体育部会
- (3) 厚生部会

(各部会の構成と部員の選出方法)

第29条 各部会は、部長と部員をもって構成する。

- 2 部員は、各フロアーから1名選出する。

(部会の所掌業務)

第30条 各部会の所掌業務は、次のとおりとする。

- (1) 保安部会 交通安全に関すること。
駐車場に関すること。
防災に関すること。
- (2) 文化体育部会 文化・体育活動の計画実施に関すること。
宿舍内の掲示、公報に関すること。
- (3) 厚生部会 保健・衛生・清掃の管理に関すること。
設備・備品の保全に関すること。

第6章 会計

(経費)

第31条 本会の経費は会費及びその他の収入を持って充てる。

- 2 会員は入居の際に会費を納めなければならない。

(会計年度)

第32条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

(現金の収支及び保管)

第33条 本会の会計業務は、会長の責任において会計が取り扱い、その保管については鹿屋体育大学学生課長に委託することができる。

(予算)

第34条 会長は、各部会等より提出された予算要求に基づき、会長が予算案を作成し、総会の承認を得て予算を決定する。

(支出)

第35条 会計が支払をする場合は支払請求書の請求内容を精査し、会長の決裁を得なければならない。

(会計監査員の任務)

第36条 会計監査員は、本会のすべての会計を各年度毎に監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

(会計監査員の権限)

第37条 会計監査員は会計監査を遂行するため必要がある場合は、役員会に対して必要書類の提出を求めることができる。

(会計監査員の選出)

第38条 会計監査員は2名とし、宿舍議会議長の推薦により総会の承認を得て決めるものとする。

(会計監査員の任期)

第39条 会計監査員の任期は1年とする。

第7章 選挙

(選挙管理委員会)

第40条 会長の選挙は、選挙管理委員会が行う。

- 2 選挙管理委員は、原則として棟長とする。ただし、やむを得ない場合は、フロア長の中から1名選出する。
- 3 選挙管理委員の任期は1年とする。
- 4 選挙管理委員会の委員長は、委員の互選により選出する。
- 5 委員長は、委員を代表し委員の業務を統括する。
- 6 選挙管理委員会は、次の各号の業務を行う。
 - (1) 選挙の公示
 - (2) 候補者の受付
 - (3) 選挙運動の範囲の決定
 - (4) 投票の準備
 - g 開票及び当選者の決定
 - h 選挙に関する記録
 - j その他選挙に関する必要な業務

(選挙)

第41条 選挙は、原則として立候補制により行う。

- 2 選挙権及び被選挙権は、第3条に規定する全員が有する。
- 3 告示は選挙1週間前とする。
- 4 立候補の受付期間は1週間とする。
- 5 立候補者は責任者2名を指定のうえ、選挙管理委員会に届け出るものとする。
- 6 投票は単記無記名投票とする。

(開票)

第42条 開票は公開とし、即日開票とする。

- 2 立会人は、選挙管理委員会が役員を除いた会員のうちから任命した者2名とする。

(当選者の確定)

- 第43条 会長は、有権者の3分の2以上の投票数を必要とし有効投票数の過半数の得票をもって当選とする。
- 2 立候補者が1名の場合は、宿舍議会の信任をもって当選とする。

第8章 雑則

第44条 その他必要な事項は、別に定める。

附則

この会則は、平成3年5月1日より施行する。

附則(平25.6.25会則第2号)

この会則は、平成25年6月25日より施行する。